

見 積 合 わ せ 説 明 書

令和7年度 徳島県立海部病院 診療材料

見積合わせ説明書

この説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、見積合わせに参加する者(以下「見積参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

一 見積合わせに付する事項

- 1 購入物品の件名
令和7年度 徳島県立海部病院 診療材料
- 2 物品の規格及び特質等
(別表1)「令和7年度海部病院診療材料見積一覧」のとおり
- 3 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 納入場所
徳島県立海部病院
(徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷266番地)
- 5 納入方法等
別紙 仕様書のとおり

二 見積参加者に必要な資格

- 1 次の条件をすべて満たす者であること
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - (3) (2)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者で、令和2年4月1日以降に、徳島県内の一般病床100床以上の病院に診療材料の納入実績がある者であること。
 - (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (5) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- 2 資格審査の申請の方法
二の1の(2)において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については、徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県企画総務部管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して、五に示す見積書の提出期限の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。) 資格審査の結果については、申請者へ通知が行わ

れる。

参加資格申請書の提出場所
所在地 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
所属名 徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話番号 088-621-2067
ファクシミリ番号 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika@pref.tokushima.lg.jp

三 見積合わせ説明書及び仕様書の交付について

1 交付場所

徳島県ホームページに掲載

四 問い合わせについて

1 問い合わせ先

所在地 徳島県海部郡牟岐町中村字杉谷266番地
所属名 徳島県立海部病院 3階 事務局 経営・情報担当
電話番号 0884-72-1166
ファクシミリ番号 0884-72-3521
電子メールアドレス shimamoto_daiki_1@pref.tokushima.lg.jp

2 問い合わせの方法

問い合わせについては、(別紙1)「仕様書等に関する質問書」をファクシミリ、持参又は電子メールで行うものとする。なお、ファクシミリを送信した場合は、その旨を電話等により連絡すること。

3 問い合わせの受付期間

令和7年2月17日(月)から令和7年3月21日(金)午後5時まで
(持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までとする。)
これ以降の問い合わせについては、回答できない場合がある。

五 参加資格要件の確認に係る提出書類等について

1 本件見積合わせに参加しようとする者は、(別紙2)「診療材料納入実績」により書類を作成し、内容を証明する書類(契約書又は納品書の写し等)とあわせて、提出期限までに提出しなければならない。ただし、令和2年4月1日以降に当院へ診療材料の納入実績がある場合は提出を免除するものとする。

提出書類の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた者に限り、採用決定の対象とする。なお、提出書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 提出書類の受領期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和7年3月27日（木） 午後5時

(2) 提出場所

所在地 徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷266番地

所属名 徳島県立海部病院 3階 事務局 経営・情報担当

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。）

（持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までとする。）

六 見積合せ手続き等

1 見積書の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和7年3月27日（木） 午後5時まで

(2) 提出場所

所在地 徳島県海部郡牟岐町中村字杉谷266番地

所属名 徳島県立海部病院 3階 事務局 経営・情報担当

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。）

（持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までとする。）

また、（別表1）「令和7年度海部病院診療材料見積一覧」は、ホームページに掲載のデータファイル（Excel）（以下「別表ファイル」という。）についても、電子メールにて提出すること。

2 見積合せの方法等

(1) 見積合せの方法

見積書は（別紙3）「見積書表紙」に（別表1）「令和7年度海部病院診療材料見積一覧」を添付することにより作成すること。なお、見積合せについては各品目ごとの単価で行う。

(2) 見積書の作成、提出等

見積書の作成及び提出方法については、次のとおりとする。

ア 見積書の作成にあたっては、別表ファイルを用いること。

イ 見積単価は、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で、別表ファイルに記載されている包装単位で入力するものとし、見積合せに参加する診療材料について入力すること。（見積合せに参加しない診療材料については、見積単価欄を空白とすること。）

ウ イで入力する見積単価は、見積金額に消費税を含めた金額（100分の110に相当する金額）とすること。（軽減税率の対象物品については、100分の108に相当する金額）

金額に1円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額を記載すること。

- エ 別表ファイルは、Excel2016（Windows版）で支障なく開くことができるよう
に作成すること。
また、行・列の削除、データの並び替え等、見積単価の入力を除く一切のデ
ータ加工は行わないこと。
- オ 作成した別表ファイルは、ファイル名に会社名を入力して、ウィルスチェッ
クの上、電子メールで提出すること。なお、提出したファイルからウィルスが
検出された場合、あるいはファイルが開けない場合は失格扱いとする場合があ
る。
- カ 見積書の「住所及び氏名並びに印」は、代表者の住所及び氏名（法人、組合
等にあっては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の氏名及び地
位）を記載し、代表者の印（使用印鑑届を提出している場合にあっては、当該使
用印鑑）を押印すること。

3 見積書等の無効

次の各号に該当する場合、見積書は無効とする。

- (1)二に規定する見積参加者に必要な資格のない者がした場合
- (2)記名押印のない場合
- (3)見積事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額を
持って価格を表示しない場合
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記用具で作成したもの
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
 - ウ 物品の名称の記載のないもの又は記載を誤ったもの
- エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの
- オ 印鑑の使用を誤ったもの
- (4)同一人が同一物件に対して複数の見積書を提出した場合
- (5)提出期限までに指定した場所に到達しない場合
- (6)前各号に掲げるもののほか、見積合せに関する条件に違反した場合

4 契約の相手方の決定

有効な見積書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを契
約の相手方とする。

なお、採用となるべき同価の見積もりをしたもののが2者以上あるときは、本件見積
合せ執行事務に關係のない職員にくじを引かせ、契約の相手方を決定する。

七 契約の締結について

1 契約の締結期限

契約の相手方は、採用決定の通知を受けた日から令和7年4月1日までに、本院が
指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に契約の相手方が
契約の締結をしないときは、その者の採用は効力を失うものとする。

- 2 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 3 契約保証金
免除

八 その他

- 1 申請書等に虚偽の記載をした者については、契約の相手方の対象とせず、徳島県物品購入等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置をとることがある。
- 2 見積提出期限までの間に、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた者は、見積もりに参加する資格を失うものとする。
- 3 契約の相手方となった者が、契約締結日までに、徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。
- 4 見積参加者、その他代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該見積参加者もしくはその代理人又は当該契約の相手方が負担する。
- 5 見積参加者は、見積もり後、この見積合わせ説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 6 令和7年度徳島県病院事業会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。